

やまがた消防団応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県内の消防団員（以下「団員」という。）の確保及び拡充を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、県内の団員に対してサービス等の提供をすることにより団員を応援する企業及び店舗等（以下「やまがた消防団応援事業所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、山形県が一般財団法人山形県消防協会、県内各市町村及び県内各消防本部と相互に協力し実施するものとする。

(やまがた消防団応援事業所に関する基本的な考え方)

第3条 やまがた消防団応援事業所は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱におけるサービス等とは、団員が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品及び飲食物の進呈並びに買い物ポイント加算をはじめとした各種サービスのことをいう。
- 3 やまがた消防団応援事業所が提供するサービス等の内容及び提供対象者については、各事業所が定めるものとする。

(登録)

第4条 やまがた消防団応援事業所に登録しようとする企業及び店舗等は、やまがた消防団応援事業所登録申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請を受け、その内容が次の各号に該当しないことを確認した場合、やまがた消防団応援事業所登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録する。
 - (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの。
 - (2) 山形県暴力団排除条例（平成23年3月22日山形県条例第26号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。
 - (3) 各種法令に違反しているもの又はその恐れがあるもの。
 - (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認めるもの。
- 3 知事は、前項の登録を受けた事業所に対して、その旨を様式第3号により通知するとともに、やまがた消防団応援事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、やまがた消防団応援事業所の名称、所在地及びサービス等の内容を、ホームページ等により公表するものとする。

(表示証の表示)

第5条 やまがた消防団応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告

(登録の変更)

第6条 やまがた消防団応援事業所は、登録された内容を変更しようとするときは、やまがた消防団応援事業所登録変更申請書(様式第4号)により、変更の1か月前までに、知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する申請があったときは、登録台帳の当該内容を変更するとともに、その旨を様式第5号により当該事業所あて通知するものとする。

(登録の廃止)

第7条 やまがた消防団応援事業所は、登録を廃止しようとするときは、やまがた消防団応援事業所登録廃止届出書(様式第6号)により、表示証を添えて知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項に規定する届出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を様式第7号により当該事業所あて通知するものとする。

(登録の取消)

第8条 知事は、やまがた消防団応援事業所が事業を廃止等したとき、偽りその他不正な手段等により表示証の交付を受けたとき又はその他やまがた消防団応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すものとし、登録台帳から抹消するとともに、その旨を様式第8号により当該事業所あて通知するものとする。

- 2 前項の規定により登録を取り消されたやまがた消防団応援事業所は、速やかに表示証を知事に返還しなければならない。

(団員カード)

第9条 知事は、県内の団員に対して、団員であることを示すカード(以下「団員カード」という。)を作成し、市町村を通じて各団員に交付するものとする。

- 2 団員カードの有効期限は消防団を退団したときまでとする。
- 3 団員は、やまがた消防団応援事業所から提供されるサービス等を受けようとするときは、裏面に署名した団員カードを提示しなければならない。
- 4 団員は、団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
- 5 団員カードを不正に使用し、やまがた消防団応援事業所に損害を与えた場合、その責任は当該団員カード保有者が有するものとする。
- 6 団員は、団員カードの汚損や紛失があったときは、速やかに所属する消防団が設置されている市町村(以下「所属市町村」という。)に申し出て、再交付を受けるものとする。
- 7 団員は、退団等により団員でなくなったときは、団員カードを速やかに所属市町村に

返還しなければならない。

(その他)

第10条 表示証及び団員カードは別に定める。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 事業初年度の団員カードの有効期限は、事業開始日から平成32年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、第9条第2項及び第7項については、平成32年4月1日より施行とする。